

# 市庁舎移転に伴う光ファイバケーブル敷設作業業務委託仕様書

本仕様書では、市庁舎移転に伴う光ファイバケーブル敷設作業業務委託に係る仕様を定める。

## 1 目的

本市では、関係機関から防災情報を受信するため、光ケーブルによる専用線を敷設している。危機管理室が令和2年度中に新市庁舎に移転することに伴い、当該光ケーブルについても、新市庁舎へ接続させる必要がある。

これに伴い、本委託では、新市庁舎 26F サーバルームから地下鉄関内駅構内の接続点まで光ファイバケーブルを敷設する。

## 2 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

## 3 履行場所

新市庁舎 26F サーバルーム ほか

## 4 業務内容

### (1)光ファイバケーブル敷設

#### ア 新市庁舎内

新市庁舎 26F サーバルームの危機管理室用ラックを起点とし、5 参考資料ウ 新市庁舎ケーブルルート図どおり、光ファイバケーブル（EMFR-OG4ETSZWBE-WS 相当）を敷設すること。B1F に接続盤（成端箱）を設置すること。

#### イ 新市庁舎接続盤～関内駅構内

新市庁舎 B1F 接続盤より、5 参考資料ウ 新市庁舎ケーブルルート図どおり自営線ハンドホールを経由し、5 参考資料イ ケーブルルート図、エ 関内駅構内図どおり、光ファイバケーブル（EMFR-OG4ETSZWBE-STZE-WS 相当）を敷設すること。5 参考資料ア 心線系統図のとおり、ハンドホール No.24、No.47 でケーブルを接続すること。関内駅構内倉庫、事務室（3）の天井に点検口（300×300 mm）を2箇所設置すること。接続点となる倉庫に接続盤（成端箱）を設置すること。

本作業は、公道上の雑線類共同溝や地下鉄関内駅構内利用するものであるため、敷設作業は原則平日夜間に作業すること。ただし、地下鉄関内駅構内の事務室については、日中帯の作業となる見込みである。

### (2)機能確認検査

光ケーブル敷設、光回線の構築が完了後、以下の項目について全芯線の機能確認試験を実施すること。

#### ア 光ケーブル伝送損失試験

##### (ア) 測定方法

- ①光源に測定コードを接続して光パワーメータで測定をする。測定は3回行い、平均値を採用する。
- ②アダプタを使用して、光源と光パワーメータの測定用コード間に被測定用ケーブルを接続して光パワーメ

ータの測定をする。測定は3回行い、平均値を採用する。

③測定は、双方向実施する。

④①項及び②項の測定結果より、光損失を計算する。

(イ) 規格値

SM ( $\lambda = 1310 \text{ nm}$ )

※伝送損失計算式については、「光ファイバケーブル施工要領・同解説（国土交通省大臣官房 技術調査課電気通信室 監修）」を参考とすること。

イ 光ケーブル接続損失試験

(ア) 測定方法

①光ファイバパルス試験器（OTDR）に接続した測定コードとアダプタにより、被測定光ケーブルを接続して、波形をモニターする。

②全波形に異常な損失（反射波）がないことを目視で確認する。

③モニター波形を提出書類用に外部出力する。

(3)その他

ア 施工方法

貫通部防火措置材が必要な場合は、貫通部防火措置材で防火区画処理を施すこと。

イ クロージャ－設置・接続

クロージャ－内部の配線は、整線を行うこと。

クロージャ－の開封、気密処理は適正に行い、気密試験を実施すること。

ウ 使用する計測機器

本委託で使用する計測器等は完全なる品質保証のもと適正な計測器等を使用し、作業を実施すること。

エ スケジュール管理及び調整業務

受注者は、本委託を遂行するにあたり、関連官公署（警察署、中土木事務所、交通局等）への手続き及び届け出が必要な場合は適切に行うこと。必要に応じて、関係各所へ協議を行うこと。

また、新市庁舎整備担当者との調整を実施し、業務スケジュールを決定すること。新市庁舎での作業については、令和元年11月27日から令和2年1月31日までは立ち入りができない見込みであること及び令和2年2月1日以降は地下駐車場に多数の車両が出入りすることから車両通行路での作業が困難となることに留意すること。

## 5 参考資料

(1) 設計書

ア 心線系統図

イ ケーブルルート図

ウ 新庁舎ケーブルルート図

エ 関内駅構内図

## 6 成果品の提出

- (1) 報告書
- (2) 設計書
- (3) 提出形態
  - ア A4判製本 2部
  - イ 電子データ 2部（PDFファイル及び編集可能なファイル形式をCD-R等光学メディアに保存）
- (4) 提出先  
横浜市総務局危機管理室緊急対策課
- (5) その他  
成果物及び作成途中の資料等については、中途の成果物も含め、その著作権・著作権等すべての権利について、横浜市に帰属する。また、これらを本市の許可なく使用・掲載等をしてはならない。

## 7 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、上記の指示事項及びその他の必要事項について、十分協議を行うとともに、本市担当者の指示を受けること。また、作業内容等について疑義が生じた場合は、速やかに本市担当者と協議の上対応すること。
- (2) 業務の進捗状況については、本市担当者に適宜連絡し、関係者による定期的な打合せの上、報告すること。
- (3) 横浜市交通局が管理している場所については、別紙「適用する仕様書等」を参照のうえで交通局担当者と協議を行い、担当者の指示や規定、要領に従い作業を行うこと。

## 適用する仕様書等

- 1 各工事等の特記仕様書のほかに次の仕様書等の中で、適用欄に「■」が付いている仕様書等を適用する。
- 2 各工事等において、次の仕様書等の中にない仕様書等を適用する場合は、アップロードされた設計図書の中に添付又は仕様書等の所管局等のホームページ等に公表している。
- 3 次の仕様書等で様式、別表等の添付を省略しているものについては、契約締結後に配付する。

番号	仕様書等の名称	年月	適用	備考
1	請負工事等の営業線内安全作業要領	平成30年3月	■	各様式は、契約締結後に配付。
2	施設安全作業要領	平成30年3月		各別表及び別図は、契約締結後に配付。
3	請負工事等自主管理作業要領	令和元年5月		各様式は、契約締結後に配付。
4	保守用車両使用要領	平成30年6月		各様式は、契約締結後に配付。
5	デジタル工事写真の黒板情報電子化に関する特記仕様書	平成30年4月	■	
6	ワンデーレスポンスに関する特記仕様書	平成30年4月		
7	電子納品に関する特記仕様書	平成30年4月		
8	中間技術検査に関する特記仕様書	平成30年4月		
9	横浜市交通局安全管理指定工事に関する特記仕様書	平成30年4月		各別表は、契約締結後に配付。
10	横浜市交通局快適トイレの設置に関する特記仕様書	平成30年8月		
11	建設副産物情報交換システムに関する特記仕様書	平成30年11月		
12	契約後V E方式の実施に関する特記仕様書	平成31年2月		
13	個人情報取扱特記事項	—		年版は公告時点の年版を適用する。 当初適用しない場合であっても業務内容等に変更があった時、適用になることがある。
14	電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	平成27年10月		
15	車両検修設備等工事共通仕様書	平成30年5月		
16	高速鉄道車両製造共通仕様書	平成30年12月		
17	車両・検修設備等業務委託共通仕様書	平成31年3月		
18	横浜市交通局電気設備工事特則仕様書	平成29年7月	■	
19	横浜市交通局建築工事特則仕様書	平成30年6月		
20	横浜市交通局機械設備工事特則仕様書	平成29年6月		
21				
22				
23				
24				

※上記の仕様書等は横浜市Webページ「工事・委託業務等の仕様書等の公表」に掲載等しています。